

## 業務仕様書

### 1. 業務名

(仮称) 奈良県ユーラシア研究センター設立記念フォーラム運営業務

### 2. 業務概要

別紙付属資料のとおり

### 3. 業務の内容

#### (1) 事前準備経費及び事後経費

##### (ア) 制作費 (制作に係る人件費を含む)

##### ① 進行管理・調整経費 (人件費、交通費を含む)

- ・フォーラムの制作進行管理
- ・フォーラムの外国人出演者との来日にかかる調整

航空チケットの手配・送付、査証取得サポート、関西国際空港と宿泊ホテル間の交通手段の手配や出演者への謝金及び交通費の調整・支払に要する経費 (担当するスタッフの人件費を含む) を計上すること。

##### ② 運営マニュアル制作費

フォーラムの運営に用いる詳細のタイムテーブルや人員の配置計画、会場計画、安全管理計画、備品一覧、来賓一覧等を記載した関係者及び運営スタッフ向けの資料作成、出力費を計上すること。

<仕様> A 4 20 頁 4 色刷、中綴じ、10 部及び電子データ

※第 6 稿を最終稿としたときの平均単価により計上すること。

※実績が仕様を下回る場合は精算すること。

##### ③ 事前チラシ制作費

フォーラム実施の事前配布用チラシの作成・出力費を計上すること。

<仕様> A 4 2 頁 (両面) 2 色刷 1000 部及び電子データ

※実績が仕様を下回る場合は精算すること。

##### ④ 当日プログラムの制作費

参加者向けにフォーラムのプログラムの案内、出演者紹介、アンケート (記入用文具含む) をまとめた資料作成、出力費を計上すること。

<仕様> A 4 4 頁 4 色刷、中綴じ、180 部及び電子データ

(アンケート用紙 1 枚 (2 項、モノクロ) は別綴じ)

※実績が仕様を下回る場合は精算すること。

(イ) 通訳関係費

①同時通訳者

- ・フォーラムにおける発言について同時通訳を行うこと。
- ・参加者が150人以上の国際会議等において同時通訳の経験が過去2年間に3回以上あること。
- ・日当、宿泊費、拘束料金等が必要であれば計上すること。
- ・手配言語と人数：英語、2名

②逐次通訳者

- ・10月14日の入国から10月18日の出国まで逐次通訳者をおく。
- ・日当、宿泊費、拘束料金等が必要であれば計上すること。
- ・手配言語と人数：英語

10月14日～10月18日まで同一の逐次通訳者1名

10月17日のみ逐次通訳者を1名追加

(ウ) 翻訳等経費

英語資料の日本語への翻訳費用を計上すること。

<仕様> 400ワード(単語) / 枚の資料を25枚分

(エ) タペストリー制作費

<仕様> タペストリー (W1000×H2000) × 1 自立式

※実績が仕様を下回る場合は精算すること。

(オ) 映像制作費

<仕様> VTR10分程度

フォーラム開催前々日(10/15)に明日香村にて収録・編集

※実績が仕様を下回る場合は精算すること。

(カ) 拝火台制作費

フォーラムの際に使用する拝火台のレプリカ(「杯」と「台」)の制作費を計上すること。

<仕様> ・「杯」

サイズ：高さ1.2m×上部直径0.9m

色調：赤銅色

模様：なし

材質：指定なし、

但し、「杯」にたき火用の薪を10本程度入れても壊れない強度があり、見た目が金属製品に見えるよう加工すること。

・「台」

サイズ：高さ0.1m×四辺0.9m

色調：濃茶

模様：なし

材質：指定なし、

但し、「杯」を置くための強度は必要。

(キ) 新聞採録経費

フォーラム内容を全国紙のいずれか1紙に掲載手続き等の費用を計上すること。

※全国紙の近畿版・夕刊全5段以上を条件とする。

(ク) 実施報告書制作費

フォーラムの来場者数、本番タイムの記録の他、実施状況（準備、本番、撤収等の全て）、要約（日本語版）、記録写真を交えて実施報告書を作成すること。

<仕様> A4 4色刷、28頁（テープ起こし原稿除く）、2部及び電子データ

※上記仕様とは別にテープ起こし原稿の整文（英語版、日本語版）を納品すること。

※実績が仕様を下回る場合は精算すること。

(2) フォーラム開催経費

(ア) 会場費

会場設備についての必要な経費を計上すること。但し、会場借り上げ及び付帯設備の使用料は必要としない。

会場レイアウトの作成及び会場との調整、設営・撤去、会場付帯設備以外の備品等の調達等（オペレーター費を含む）を行うこと。

①付帯設備以外の備品調達費（オペレーターなどの人件費含む）

会場付帯設備以外に必要な備品（同時通訳システム等）の経費を計上すること。

同時通訳システムについては、受信機を180台とする。

②会場連絡調整費及び設営・撤去費

会場との連絡調整及びフォーラム当日の会場設営・撤去に係る経費を計上すること。

(イ) 運営関係費

フォーラムの運営に係る備品等の必要な経費を計上すること。

見積もりにあっては、パソコン（パワーポイント動作が可能なもの）2台、設営、撤去運搬費用、トランシーバー10台について、計上すること。

※実績が仕様を下回る場合は精算すること。

(ウ) イベント保険費

フォーラム開催に係る賠償責任保険を計上すること。

(エ) 運営スタッフ人件費

フォーラムの円滑な運営のために必要な人員を配置すること。

なお、担当スタッフは、フォーラム、シンポジウムの運営業務において、当該業務

の従事経験を有する者であること。また、入札説明書（様式3-1）にその要件を満たしていることを明記すること。

①全体運営統括責任者

人数：1名

業務内容：運営マニュアルの運用管理、関係者の調整、会場設営、撤収等

※全体運営統括責任者は、フォーラム、シンポジウムの運営業務において、当該業務の従事経験を有する者であること。

②会場進行ディレクター

人数：1名

業務内容：舞台の設営、撤収等、進行管理等

③会場進行アシスタントディレクター

人数：1名

業務内容：会場進行ディレクターの補助業務

④受付管理ディレクター

人数：1名

業務内容：参加者受付の管理等

⑤受付管理アシスタントディレクター

人数：1名

業務内容：受付管理ディレクターの補助業務

⑥出演者管理スタッフ

人数：1名

業務内容：出演者の管理等

⑦スタッフ交通費

全スタッフの交通費を計上する。

(オ) 出演者謝礼関係費

出演者の謝金を計上すること。

一律 400,000 円（所得税込み）を計上すること。

(カ) 出演者交通費

出演者にかかる交通費（航空チケット代等）を計上すること。

一律 1,000,000 円を計上すること。

(ク) 記録写真撮影

フォーラムの記録を写真撮影し、電子データで納品すること。

(3) その他

その他、資料出力費、出演者用ミネラル水、茶菓子、スタッフ弁当、その他事務経費などに係る経費として、一律 78,000 円（税抜き）を計上すること。

#### 4. 留意事項

##### (1) 入札書内訳作成に当たっての留意事項

- ①運営管理費として、見積額の合計10%を限度として計上することができる。なお、管理費には、受託するにあたって発生する通信連絡費及び消耗品を含むものとする。
- ②一律計上経費は実費精算とする。
- ③入札書の内訳の項目及び数量は、実際の手配を保証するものではなく、実数精算するものとする。
- ④見積もりに際しては、総価に対する値引き項目として盛り込まないこと。値引きがある場合には、各項目において算出の上、計上すること。

##### (2) 業務履行に当たっての留意事項

- ①本委託業務により把握した情報は、事前に公立大学法人奈良県立大学（以下「大学」という。）の承諾を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。また、本業務従事者に対し、別に定める別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、秘密の保持、私的流用の禁止等の情報の流出を防止し、適正な情報管理を徹底させること。
- ②受託者は、本委託業務の実施に必要となる物的設備及び人的環境等については、各種関係法令に違反することのないよう留意すること。また、是正すべき事が生じた場合には速やかに大学に報告するとともに、その指示を受け是正すること。
- ③受託者は、本業務終了後、知り得た個人情報等については、他人に漏らすことなく、資料等については破棄すること。
- ④やむを得ない事情により、入札参加申請書類に記載した業務受託体制に変更が生じる場合は、事前に大学の承諾を得ること。
- ⑤本委託業務により製作した成果物は大学に引き渡すものとし、その著作権は大学に属するものとする。

##### (3) その他

- ①精算に際しては、受託者は業務終了後、速やかに証拠書類を整備し、同写しを添付の上、請求すること。また、仕様書上の手配項目と証拠書類の照合が平易となるよう留意すること。
- ②本仕様書に記載されていないもの、又は不測の事態への対応については、大学と協議の上決定する。

別紙1

(仮称) 奈良県ユーラシア研究センター設立記念フォーラムの概要

1. 概要

公立大学法人奈良県立大学（仮称）奈良県ユーラシア研究センター（以下「センター」という。）設立にあたって、その設立を記念するとともに、奈良県とユーラシアとの関わりを、ゾロアスター教の伝来とその影響という視点で考える「（仮称）奈良県ユーラシア研究センター設立記念フォーラム」（以下「フォーラム」という。）の運営を行う。

2. 事業内容

(1) 名称：（仮称）奈良県ユーラシア研究センター設立記念フォーラム

(2) 開催日時：平成27年10月17日（土）

フォーラム 13：30～16：35

(3) 開催場所：公立大学法人奈良県立大学 地域交流棟2F中研修室

(4) 主催：公立大学法人奈良県立大学 奈良県ユーラシア研究センター

(5) 参加定員：フォーラム 150名予定

(6) 外国人出演者：・ドイツ バルリン考古学研究所

・ドイツ ボーフム大学宗教研究所

・タジキスタン タジク考古学研究所

・インド ゾロアスター教神官学校

・中国 上海社会科学院宗教研究所

(7) プログラム：下表のとおり(予定)

時間	プログラム
13:00	開場
13:30	主催者挨拶
13:40	同通イヤホン説明
13:45	概要説明及びインタビュー
14:15	パフォーマンス（ゾロアスター教神官実演）
14:25	パフォーマンス解説
14:30	休憩
14:45	ショートスピーチ（出演者）
15:55	意見交換・質疑応答
16:25	まとめ
16:30	閉会挨拶

(8) 海外参加者の全体スケジュール

日	拘束時間	集合場所	解散場所	内容	備考
14日	未定	関西国際空港	橿原ロイヤルホテル	日本入国	
15日	9:00~17:00	橿原ロイヤルホテル	橿原ロイヤルホテル	エクスカージョン	明日香村内
16日	9:00~17:00	橿原ロイヤルホテル	ホテル日航奈良	エクスカージョン	桜井市内 奈良市内
17日	9:00~20:00	ホテル日航奈良	ホテル日航奈良	フォーラム 懇談会	
18日	未定	ホテル日航奈良	関西国際空港	日本出国	

(9) 拝火台イメージ：下図のとおり



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。  
 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。  
 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

以 上